

アカデミアの求められた変容： 日本の大学は特異点か？

シンポジウム：国立大学法人法施行から10年
—大学改革とイノベーションへの貢献—

上山隆大 2013.10.12

慶應義塾大学

湘南藤沢キャンパス 総合政策学部

日本における国立大学改革の不運

- 産業構造改革と大学改革の同時並行性
 - 高度知識基盤社会の実験場としての研究大学への期待
 - アカデミアの意識と社会の意識のずれへの無関心
- 一連の国立大学法人改革
 - 国立大学法人化の閣議決定:2002年11月
 - 国立大学法人化等6法の可決:2003年7月
 - 国立大学法人への移行:2004年4月
- 知識基盤型産業転換の政策
 - 1998年 大学等技術移転法(承認 TLO)
 - 1999年 産業活性化特別措置法(日本版バイ・ドール法)
 - 2002～2006年度
 - 第一期知的クラスター創成事業
 - 2003～2007年度
 - 大学知的財産本部整備事業

日本のアカデミアは文化的特異点か？

- アメリカにおける文脈との類似性
 - 戦後からの科学研究・高等教育への潤沢な公的資金
 - 1968年から74年、連邦政府の科学予算が20%の下落。基礎研究のみでは13%の下落
 - 民間部門を巻き込んだ国家戦略としての高等教育政策へ
- Managerial revolution in university: 1970年代
- 最初の OTL (Stanford, Niels Reimers): 1969年
- Uniformed Act (大学基金の投資): 1973年
- Derek Bok (Harvard U.) の嘆き (1977)
 - 研究者は多くの研究資金申請に追われている
 - 極度に詳細なプロジェクト／変更への行政当局からの承認
 - 研究事務の仕事が研究者の時間の20%以上を奪っている
 - ターゲットが狭く明確なプロジェクトしか選別されない
 - 研究環境の悪化が若い研究者をアカデミックから遠ざけている
- バイ・ドール法(1980)
 - Dept. of Health, Education, and Welfare 内の懸念
 - 研究大学の積極的なロビー活動

必要とされるアカデミック・ガバナンスの進展

○ 急務のマネジメント改革

- Office of President の役割の強化
- Multi-purpose の大学経営の難しさ
- プロボスタ的アドミニストレーターが必要
- 「知識のマネジメント」という戦略
- 大学の財務基盤をアカデミアの精神から語る姿勢

○ より高次のAcademic Governance という視座

- 国立大学法人法の出資制限緩和
- ベンチャー支援ファンド(子会社): 大学発ベンチャー
- アメリカにおける経験: 真の意味でのガバナンス議論
- Social Responsibility of Investmentの議論(1980年代)
- サリバン原則→アパルトヘイトに関係する企業への投資制限